

最終講義

スポーツの生活化と生活のスポーツ化 —国民のためのスポーツをめぐる—

金井 淳二*

1. 人間とスポーツ

人間活動の特質としての運動

人間的活動は、いわゆる生産的活動に付随して、理論的・認識的活動である学問や科学の活動、さらには文化・芸術の活動を加えて広まってきた。スポーツ活動もそうした人間的活動のひとつである。こうした活動の一つひとつにおいて人間は自らの力を発揮しつつ高めて、これら諸活動の総体として人間の歴史をつくってきた。

ところで人間の身体は、植物のように生命維持に必要な有機的栄養を自然界の無機物から自ら合成できる細胞体で構成されるのとは違って、自然界の無機物を自ら有機物に合成できない細胞体で構成されている。それ故、人間はいわゆる動物という類の生命体に属している。動物は、自らの生命維持のために外界の出来合いの有機物を求める行動＝運動が不可避である。さきのような人間的「諸活動」は、この人間の行動性から生みだされたものである。その行動が自然界との作用・反作用の関係から人間的身体の形態と機能を進化させてきた。人間の行動と形態・機能の進化は相互に規定しあって発展してきたものであり、そこから生みだされた人間的諸活動は、つまるところ物質的な基礎をもつ全一的な活動であるに違いない。しかし、ここで重要なのは行動＝運動性であって身体性ではないことである。

行動をとまなう労働の本源性とスポーツ

人間の形態と機能を進化させてきた行動＝運動の根本は労働といわれる独特の行動である。そしてこの労働の特性は、道具の作成・使用によるところにあり、この特性が人間化の発展と結びついてきた。人間的諸活動はこの労働を根っ子としてのばされた諸枝の一つであり、労働と諸活動は同根・異種あるいは同質・異像の関係にあると言われることがある。

いうまでもなく単一道具が組み合わされて複合道具になり、さらに機械や装置となるように発展

* 立命館大学産業社会学部教授、2011年4月1日より特別任用教授、名誉教授

するにつれて人間化も進展してきた。いわゆる技術進歩により労働形態も多様化しそれだけ複雑で高度な人間の諸力が得られて行くわけである。

しかし、ありていに言えば技術進歩は人間的諸力がそこに移し替えられていくことでもあり、そこには当然行動の変化がともなう。ロボットが人間行動に置き換えられるという時代は極端な想像の世界であるかもしれないが、行動することから抜け出すことができない人間にとって大きな矛盾であるだろう。

そこで登場するのがスポーツであるという考え方があり、生命・生体の維持としての行動（運動）にスポーツの役割を見いだそうとする。その場合のスポーツは、動物一般の行動原理から抜け出すものではない。人間的行動の本源としての労働の特性を見ないで、スポーツを人間的諸活動の中に位置づけようとするとなような発想になるであろう。

ところが次の詩のように、スポーツをそのような発想の中におくべきものでないことを考えてみなければならない。

「犬や馬も走る。人間も走る。しかし、人間だけが、走るためのわざと、走るためのからだとを、意図的につくりあげる。犬や馬も走る。人間も走る。しかし、人間だけが、きまりをつくって走る。

そして、そのことによって、人間の可能性を迫り、平等と友情とを確かめあい、人間が、人間の主人であろうとすることに拍手しあう。

この事実には、どういう名前をつけてやろうか。それは、きみにまかせる。しかし、人間が、差別と抑圧を憎み、人間が人間の主人でありたいという熱い願いをもつかぎり、体育・スポーツは、つねに人類と共にある。（「人間だけが」、城丸章夫・永井博著、『スポーツの夜明け』、新日本出版社より）」

生命・生体の維持としての行動（運動）ということだけから見れば、いわゆる健康体操と軽いランニングで事足りるであろう。しかし、人間はことさらに様々な運動をそのための「わざ」や「からだ」や「きまり」までつくって取り組む。そのわけを考える必要がある。そのことがこの詩の中に示されている。いってみれば、労働による人間化の過程に示されたように、そうした運動によって得られる「おもしろさの追求」にはかならない。それは必然的に単純な消費的活動ではなく複雑かつ積極的な創造活動であるから、そうした行動＝運動の高度化欲求と結びついていかざるをえない。

こうしたことを考えてみただけでも、スポーツは生命・生体の維持としての行動（運動）にとどめることなく人間性維持・発展の文化的行動としてとらえるべきことは明らかである。それはスポーツを生存権から文化権へと連続した人間の権利の中に位置づけていくことでもある。

2. スポーツある人生への二つの課題

スポーツ価値の享受能力

スポーツ活動は健康に有用とか仲間づくりに役立つとかいったように、スポーツは多様な固有の

価値（intrinsic value）をもっている。もっていると言っても、それが人々にとって現実には有効な価値（effectual value）となるには、その価値を享受する能力（acceptant capacity）がその人々に備わっていることが不可欠の前提である。スポーツの価値を享受するためには、まずは行動としてのプレイをすることが必要であり、そのためにはプレイできる能力、プレイ能力を身につけていなければならない。

プレイ能力は、走・跳・投といった身体能力のうちに考えられる場合が通常である。そうした能力が備わるととりあえず日常的に「仕立てられた」スポーツ活動には参加できるからである。それ故、スポーツある生活はこうした受動的な能力を身につけることによって実現し、そのことを「スポーツの生活化」と理解するのが一般的である。

しかし、その場合の能力にはスポーツを自ら「仕立てる」能動的な能力形成は不問にされている。スポーツ価値を実現する能力が受け身の状況のなかに矮小化されている限り、それは「生活のスポーツ化」と呼ぶべき段階であり、社会的諸条件を確保してスポーツを自らに引き寄せる力、社会的スポーツの変革力を身につける「スポーツの生活化」と呼ぶべき段階が必要であると考えられる。スポーツ価値の享受にとって両者が統一された力量が求められるのである。

「プレイ主義」の克服

スポーツ価値の享受能力をいわゆる技能問題の内に狭くとらえる一般的傾向は、1970年代にホイジンガ信奉者によって『ホモ・ルーデンス』流の「プレイ」論が日本の社会学的スポーツ研究に持ち込まれて以来のことである。それは、スポーツの必然である高度化を頑なに否定することを最大の特徴としているが、高度化をめぐる現実世界の変革に向かうのではなく、『中世の秋』に示されたような「第三の道」の模索に走って行く、まさに「プレイ主義」というべきスポーツ観へ展開されてきている。

「プレイ主義」が求める自由な活動とは、たとえば「身体的諸能力を自立的に展開する自由」（佐伯聡夫：『スポーツ社会学の基礎理論』、不昧堂、参照）に示されているが、実際にはそれがどのような条件のもとで達成され得るのかということが問われないのが特徴である。そのことを問わないならば、そうした「自由」論は、スポーツの「私事性」論がもつ矛盾をそのまま引き継ぐことになる。つまり、「強制されないこと、参加しない自由とともにやめる自由をもつ」（カイヨワ）限りの「自由」に押しとどめられてしまうからである。概してプレイ主義はこうした考えに基盤を置いて、自由を「プレイ」内部における自由性にとどめてしまっている。

こうした選択の自由は、選択すべき対象が量的に存在すること、質的な一定の水準があること、選択する主体の条件・力量がそれなりに備わっていることなどを前提としている（鯉坂真：『自由について』、大月書店、参照）。したがって、選択の自由は、一定の「前提」がある。その限りでは前提に拘束されている。この前提の獲得を可能にすることこそ「積極的自由」であり、それが、「必然性の洞察」を必要条件とする人間的自由の拡大の基盤である。このように、「スポーツの生活化」にとって、「プレイ主義」の克服は避けて通れない課題である。

スポーツの自由

一般的な自由の概念は、主体的なものを客観的に実現できるということに求められる。それは、単に実現結果や状態だけでなく、その実現のために必要な全過程を含むものであろう。外的・内的自然の認識と支配（科学と技術）や社会の認識と支配（共同・連帯と自立・自治）といったことを含むものであり、その過程では健康や環境といったものへも関心が向けられて行かざるを得ない。

このように、自由の獲得のためには、人格的自由（自己実現）と共同的自由（他人の自由との共存）が結合されて追求されねばならない。スポーツパーソン（自己実現の自由が他人との積極的共同によって真に可能になる故に）はこうした関係に示されており、それはスポーツにおいてフェアプレイが問われるひとつの視点でもある。

以上のように、スポーツの自由は、単に身体的自由のみでなく、その前提（客観的条件）を明確化し、確保することがあって初めて得られるもので、そのための社会的スポーツのあり方の変革・創造（社会への能動的働きかけ）を自由の内容として位置づける必要がある。生活の中にスポーツが位置づくためには、積極的にスポーツをすること（生活のスポーツ化）とスポーツを生活に取り込むための社会的要求運動（スポーツの生活化）とが一つのものとしてとらえられていく必要がある。

3. スポーツ価値享受能力と今日のスポーツ政策

戦後日本のスポーツ政策的な動きは、およそ次の三つの中に示されているであろう。一つは「スポーツ振興法」（1961年）であり、二つには「保健体育審議会答申」（1972年以下「答申」）、そして三つ目は「スポーツ振興基本計画」（2001年策定2006年見直し、以下「計画」）である。

「答申」は、国民の健康（疾病）状況、体力状況、生活時間や自由時間の実態、そしてスポーツ活動、施設等の実態、諸外国の動向を踏まえ、①体育・スポーツ施設の整備、②体育・スポーツへの参加の推進、③体育・スポーツの指導者の養成・確保と指導体制の確立、④学校体育の充実、⑤研究体制の整備、⑥資金の確保とその運用、⑦関係省庁の協力体制の確立という7項目にわたる具体的な施策を提案した。

この「答申」の中心は施設整備であり、行政が取り組むべき整備基準が「日常生活圏域における体育・スポーツ施設の整備基準」として具体的に提案された。

プ ール	屋内運動場		屋外運動場		施設 人口 規模
	柔剣道場	体育館	コート	運動広場	
ル○水 面積四 プ一〇 一か所	道○床 場面積二 の柔剣 一か所	館○床 面積七 の体育 一か所	一六面 ト面積一 の五 二か所	運動○積 一〇一 広場面積 一〇、 一か所の	一 万人
ル○水 面積四 プ一〇 二か所	道○床 場面積三 の柔剣 一か所	館○床 面積七 の体育 二か所	一〇面 ト面積二 の二 四か所	運動○積 一〇一 広場面積 一〇、 一か所の	三 万人
ル○水 面積四 プ一〇 三か所	道○床 場面積三 の柔剣 一か所	館○床 面積七 の体育 三か所	一〇面 ト面積二 の二 六か所	運動○積 一〇一 広場面積 一〇、 三か所の	五 万人
ル○水 面積四 プ一〇 六か所	道○床 場面積四 の柔剣 一か所	館○床 面積七 の体育 五か所	一四面 ト面積二 の八 一〇か所	運動○積 一〇一 広場面積 一〇、 六か所の	一 〇万人

「答申」のとりまとめ責任者であった川本信正は、スポーツを福祉政策の一環とし、「答申」が国民の「スポーツをする権利」を保証するものとしてとらえられる必要を述べた（「これからの体育・スポーツのあり方」、『健康と体力』、1973年3月臨増号）。

そこから導き出された「答申」の特徴は、まず、従来の日本のスポーツ施策が選手中心の競技会スポーツに偏向していたことに率直な反省を示し、そこからスポーツ振興の新しい方策を導き出していることである。また、先のように地域社会のスポーツ活動に適応する施設の基準を示したこと、さらには、これらの施設を拠点に、市民の自発的なスポーツ活動が、自主的・民主的に進められる構想を明らかにしていることである。

今日展開されている「計画」の概要は別掲のようであるが、「計画」の諸施策を実行する国や自治体の責任が語られないまま目標が強調される点で、その基本的姿勢は「国民のスポーツをする権利を保証」しようとした「答申」とは際立ったものである。

「計画」はもともと「サッカーくじ」を実現させるための急ごしらえのものであった。それ故「計画」実行のための財源を「サッカーくじ」頼みにする矛盾を抱えている。「計画」は、スポーツ施設の基幹性から離れて、それを軽視し既存の学校施設に依存する。加えて、目玉である「総合型地域スポーツクラブ」の組織・運営を民間の自助努力に託すというように、いわば課題を地域に押しつける、流し込むといったものである。

「スポーツ振興基本計画」（2001年）の概要

・スポーツ振興施策の展開方策

1. 生涯スポーツ社会の実現に向けた、地域におけるスポーツ環境の整備充実方策

政策目標：（1）国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現する。（2）その目標として、できるかぎり早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率が2人に1人（50パーセント）となることを目指す。

A. 政策目標達成のため必要不可欠である施策

○総合型地域スポーツクラブの全国展開

B. 政策目標達成のための基盤的施策

（1）スポーツ指導者の養成・確保

（2）スポーツ施設の充実

（3）地域における的確なスポーツ情報の提供

（4）住民のニーズに即応した地域スポーツ行政の見直し

2. 我が国の国際競技力の総合的な向上方策

政策目標：（1）オリンピック競技大会をはじめとする国際競技大会における我が国のトップレベルの競技者の活躍は、国民に夢や感動を与え、明るく活力ある社会の形成に寄与することから、こうした大会で活躍できる競技者の育成・強化を積極的に推進する。（2）具体的には、1996年（平成8年）のオリンピック競技大会において、我が国のメダル獲得率*が1.7パーセントまで低下したことを踏まえ、我が国のトップレベルの競技者の育成・強化のための諸施策を総合的・計画的に推進し、早期にメダル獲得率が倍増し、3.5パーセントとなることを目指す。

A. 政策目標達成のため必要不可欠である施策

（1）一貫指導システムの構築

（2）トレーニング拠点の整備

（3）指導者の養成・確保

（4）競技者が安心して競技に専念できる環境の整備

B. 政策目標達成のために必要な側面的な施策

- (1) スポーツ医・科学の活用
- (2) アンチ・ドーピング活動の推進
- (3) 国際的又は全国的な規模の競技大会の円滑な開催等
- (4) プロスポーツの競技者等の社会への貢献の促進

3. 生涯スポーツ及び競技スポーツと学校体育・スポーツとの連携を推進するための方策

政策目標：生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現と国際競技力の向上を目指し、生涯スポーツ及び競技スポーツと学校体育・スポーツとの連携を推進する。

A. 政策目標達成のため必要不可欠である施策

- (1) 子どもたちの豊かなスポーツライフの実現に向けた学校と地域の連携の推進
- (2) 国際競技力の向上に向けた学校とスポーツ団体の連携の推進

B. 政策目標達成のための基盤的施策

- (1) 児童生徒の運動に親しむ資質・能力や体力を培う学校体育の充実
- (2) 学校体育指導者・施設の充実

4. 「計画」の政策矛盾を拡大する「新自由主義」政策

小泉内閣の「骨太方針2003」によって、地方税・国庫負担金・地方交付税の3つを一体のものとして、中央集権的財政構造から地方分権の財政構造に「改革」という、「三位一体改革」が提起された。それ以降の政策展開では、地方交付税の削減（2004年度は約2兆9,000億円12%もの削減）により自治体の財政危機が深刻化し、スポーツどころか住民の暮らしや福祉予算が縮小された。スポーツに関わる国庫補助削減は着実に自治体のスポーツ政策を貧困にした。

「改革」の美名のもとに実際に進められたのは三位一体の「削減」のみで、考え方と裏腹に地方の自治を弱め、いっそう中央集権を強めたのである。つまり実質的地方自治体つぶしが始められたわけである。

「計画」の矛盾を拡大させるであろうことが危惧されるのは、さらに、「平成の大合併」による地域格差拡大が進行しつつあることである。1999年3月末に3,232市町村が存在していたが、2006年4月には1,820市町村へと約44%削減されてしまったが、これらの広域化の仕上げとして「道州制」導入も検討されている。こうした施策は、対規模企業を抱えた大都市とそうでない農・山・漁村地域との地域格差の拡大や、小規模ゆえに可能であったきめ細かい住民サービスが困難になることが予想される。他方で、外交・軍事の国の役割の強調とともに、スポーツでいえばオリンピック主義政策が際だってくるようなことが予想される。政権転換した民主党の初仕事としての「事業仕分け」で、「サッカーくじ」が存在することを理由に、オリンピック関連事業への国庫支出を一時は削減対象とした。しかし、舌の根が乾かないうちに即刻復活とした。それは「サッカーくじ」そのものが財源的根拠をもたないこと、道州制導入によってオリンピック主義が欠かせないことから見ても矛盾であったからに他ならない。

今日、自主的・主体的にスポーツに取り組む享受能力獲得にとって、「プレイ主義」という大きな阻害要因があることを述べたが、以上のように、国（政府・与党）の「政策」的展開が地域の力を

育てるのとは逆行した方向で展開されていることと合わせて考えると、「計画」には大いなる矛盾があり、その矛盾に「プレイ主義」が入り込む余地を提供しているのである。そう考えると、「計画」の前途には国民の側へのかなりの難題押しつけが危惧されるのである。

5. 浮かびあがる課題

こうした困難を乗り越えて、「生活のスポーツ化・スポーツの生活化」を実現するためには、それなりの法的根拠を確立させることが必要である。それは、スポーツの「私事性」論から脱却した、いわばスポーツの「公共性」論に立脚した「スポーツ基本法」として策定されることが期待される。民主党は近々そのような法策定への取り組みを始めるかにかのように聞いている。そうした法の検討に際しては、おおよそ次のようなことが留意されるべきであろう。

まずは国家スポーツ予算の拡大、とりわけ国民向けスポーツ予算への大幅振り向けである。「サッカーくじ」導入以来、国家のスポーツ関連予算は基本的に漸減方向にある。加えて1990年代にJOCの体協からの分離独立政策が執られて以降、国民スポーツ向けの補助金は激減した。このことの総括が必要である。その上で、財界からのスポーツ関係の寄付をJOCが独り占めするような現状を是正し、それらの財源をスポーツ「基金」として公にし、民主的集中と分配をめざすことである。そうした財源を基本としてスポーツ施設拡充が盛られるべきである。

また、地域住民のスポーツ主体的力量の向上策が示されるべきである。現状を見れば、スポーツを自主的に展開するために、たしかにスポーツ・ボランティアの存在が不可欠であるだろう。そうしたボランティアの存在は、やはり豊かなスポーツ経験と無関係ではない。それ故、学校において確かなスポーツ享受能力を基礎づける教育が位置づけられる必要がある。もとより、1970年代以降、学習指導要領はプレイ主義に少なからぬ影響を受けてきたのであるから、そうした教育はプレイ主義から脱却したものとして考えられねばならないであろう。

さらにまた、スポーツ基本法づくりには、少子高齢化時代の縮小まちづくり運動などとの連携が必要であり、市民参加と行政の役割がきちんと位置づけられる必要がある。

環太平洋連携協定（TPP）参加や消費税増税等々、マスコミを含めた大合唱が響き渡る中で、「スポーツの生活化」はそう簡単な課題ではない。「計画」を含めて、様々な欺瞞的政策が展開される中で、何よりも「だまされない力（矢川徳光、著作集4、青木書店－三つの学力）」を身につけることが必要である。スポーツでいえば、まずはスポーツの感動を体験するプレイ能力を身につけることから出発せざるを得ないであろう。とはいえ、周囲の状況を見ればそうした能力を身につけるにはあまりにも様々な不自由のなかに置かれている。大いなる矛盾をいうことになるかもしれないが、だからといって、「見るスポーツ」に追いやられることなく、どんな形であれ常にプレイすることを求めることが重要である。スポーツは今日では「贅沢」のなかにあるかもしれない。しかし、「人間だけが」の詩から受け取られるであろうように、その贅沢の享受をもとめることがもっとも人間的であるに違いない。

金井淳二教授 略歴と業績

1. 略 歴

- 1945年 7 月 長野県に生まれる
- 1968年 3 月 東京教育大学体育学部卒業
- 1972年 3 月 東京教育大学大学院体育学研究科修士課程修了
学位／体育学修士（東京教育大学）
- 1972年 4 月 立命館大学経営学部助教授
- 1987年 4 月 立命館大学経営学部教授
- 1988年 4 月 立命館大学国際関係学部教授
- 1994年 4 月 立命館大学産業社会学部教授
- 2011年 3 月 立命館大学定年退職
- 2011年 4 月 立命館大学特別任用教授，名誉教授

（主な学内役職歴）

- 経営学部学生主事（1983年 4 月～1984年 3 月）
- 国際関係学部主事（1993年 4 月～1994年 3 月）
- 大学評議員（1993年 7 月～1996年 7 月）
- 国庫負担委員会委員長（1999年 4 月～2001年 3 月）
- 入試副総主査（2000年 4 月～2001年 3 月）
- 保健体育教室主任（2004年 4 月～2005年 3 月）

2. 専門分野 体育学関係

- 研究課題「スポーツの核となっている物質的手段の社会的システム」
- 所属学会 日本体育学会，現代スポーツ研究会

3. 主な研究業績

著 書

- 1）共編著：伊藤高弘，草深直臣，金井淳二『スポーツの自由と現代（上）』（第2章の編集および「スポーツ技術と人間」pp.130～156執筆），青木書店，1986年。
- 2）共著：中村俊雄（編）『体育原理講義』（「技術・技能とは何か」，pp.75～85執筆）大修館書店，1987年。

翻 訳 書

- 1) ボーラ・ペタビーノ／ゲラリン・パイ, 著草深直臣, 金井淳二, 新野守 (共訳)『キューバのスポーツ』(第4章 pp.100～129および第5章 pp.132～199担当), 創文企画, 1999年。

論 文

- 1) 単著:「スポーツ技術論の基本問題」, 立命館大学人文科学研究所紀要 (第25号), 1977年, pp.111～148。
- 2) 単著:「スポーツ主体としての身体—「身体危機=体力づくり」論をめぐって」, 立命館大学人文科学研究所紀要 (第33号), 1981年, pp. 1～38。
- 3) 単著:「スポーツ技術史の対象と方法 (その1) —体育史からスポーツ史・スポーツ技術史への一視角—」, 立命館大学人文科学研究所紀要 (体育研究第4号), 1987年, pp. 3～18。
- 4) 単著:「技術認識と技能認識について—スキー滑降方法の研究方向にかかわって—」, 水田勝博教授退職記念論集編集委員会編, 『スポーツ科学と人間—水田勝博教授退職記念論集』, 立命館大学経済学会・文理閣, 1993年, pp.69～88。
- 5) 単著:「スポーツにおけるフェアプレイの今日的意味」, 『百田丈二教授退職記念論集』, 立命館大学人文学会, 1994年, pp.172～189。

研究報告

- ・単著「競技力水準判定のための覚え書き」, 立命館大学人文科学研究所紀要 (保健・体育研究第6号), 1989年, 「研究報告」 pp.97～112。

学外・学内研究助成

- ・昭和64 (1989) 年度文部省科学研究費補助金, 報告書「競技力規定要因の構造的把握のための国民体育大会を中心とした競技力向上試作の分析」(岡尾恵市氏との共同研究, 図表は岡尾氏が担当し文章は金井が担当した)。

そ の 他

- 1) 「フェアプレイとは何か, なぜフェアプレイが必要か」, 『産業社会学部で学ぶ』, 立命館大学産業社会学部, 1997年。
- 2) 「現代メディアのスポーツ観」, 学校体育研究同志会京都支部機関誌「かもがわ」2001年4月号。
- 3) 「国民スポーツ飛躍の『向かい風』」, 同上, 2002年1月号。
- 4) 「体育・スポーツの大胆な実験的実践」, 同上, 2003年11月号。
- 5) 「『運動文化』論発展への期待」, 同上, 2004年12月号。

- 6) 「今問われる体育・スポーツの『良識』」, 同上, 2004年6月号。
- 7) 「スポーツとフェアプレイ」, 佐藤嘉一編著『方法としての文化』ミネルヴァ書房, 2004年。
- 8) 「『運動文化論』と体育・スポーツ教育」, 学校体育研究同志会京都支部機関誌「かもがわ」2005年1月号。
- 9) 「スポーツ・フォア・ピープル」, 同上, 2006年1月号。
- 10) 「スポーツにおける『だまされない力』」, 同上, 2007年1月号。
- 11) 「スポーツの“アダプテッド”概念への技術論的問題提起」, 同上, 2010年6月号。

4. 学内における教育活動等

担当科目: 「スポーツ方法論」(教養教育科目)

「スポーツと現代社会」(教養教育科目)

「スポーツ技術開発論Ⅰ&Ⅱ」(衣笠副専攻科目)

「スポーツ技術開発論」(BKC サービスインスティテュート科目)

「比較スポーツ論」(産業社会学部専門科目)

保健体育科目共通テキスト執筆

『現代・スポーツ・健康』(1976年・文理閣)の2部(全3部構成)編集・同1章の執筆。

改訂新版(1986年)2部(全4部構成)編集および同1・2章の執筆。

5. 学外での研究・教育等の活動

- ・新日本体育連盟京都府連盟事務局長(1975年～1980年)
- ・学校体育研究同志会京都支部長(1995年～2005年)